

昭和六十年三月

大宰府史跡出土木簡概報
(二)

九州歷史資料館

大宰府史跡出土木簡概報
(二)

序

木簡が平城宮跡において発見されてから四半世紀が過ぎたが、現在では全国各地の遺跡から出土するようになり、古代史研究の一等史料として広く活用されていることは周知のところである。

大宰府史跡においても、昭和四五年に最初の木簡を発見して以来、昭和四八年には政庁地区で九三〇点を検出し、それらのうちの主要なものについては昭和五十一年に刊行した『大宰府史跡出土木簡概報(一)』においてその概要を報告した。その後、中世木簡をも含めると、現在までに二六八点が出土している。

その点数こそ決して多いとは言えないが、天平六年の紀年銘を有するものや紫草に関するものなど、内容的には注目すべきものが含まれているように思われる。そこで、ここにそれらの概要について報告することにしたが、いまだ検討すべき点が少なくはないので、今後も鋭意努力していく所存であり、諸賢の御教導をお願いしたい。最後になったが、この間に種々の御指導を賜わった諸先生方に深甚の謝意を表する次第である。

昭和六十年三月

九州歴史資料館長

田 村 圓 澄

例言

一、本概報は昭和五十一年に刊行した「大宰府史跡出土木簡概報(一)」に続くもので、昭和四十九年度以降に検出した木簡について報告するものである。

一、木簡の配列順序は調査の回数とは関係なく、政庁関係、学校院跡、観世音寺関係、その他の順で、地区ごとにまとめた。番号は「概報(一)」からの通し番号であるが、本概報では漢数字を用いた。

一、因版のうち、肉眼による判読が困難なものについては、赤外線テレビなどによる参考写真を付した。

一、釈文の記載形式は木簡学会のそれに準拠したが、それに加えた符号は次のとおりである。

・ 表裏に記載がある場合、その区別を示す。

「」 上端ないし下端が原状をとどめていることを示す。

□ □ 判読不能文字のうち、字数を確認できるもの。

□ □ 判読不能文字のうち、字数を確認できないもの。

× 前後に文字の続くことが推定されるが、欠損などのため確認できないもの。

一、 異筆。

カ 編者が加えた注で、いまだ断定できないもの。

一、釈文下段の数字は、調査回数・出土遺構番号ないし層位名、木簡の法量(長さ、幅、厚さの各最大値、括弧つきは欠損しているもの)の現存部分、単位はmm、型式番号を示す。

一、型式番号は次のとおりである。

○ 一型式 短冊型。

○ 一九型式 一端は方頭で、他端は損傷のため原形不明のもの。

○ 二一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。

○ 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

○ 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は欠損して不明のもの。

○ 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

○ 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

○ 八一型式 折損や腐蝕などによって原形の判明しないもの。

一、木簡の釈読に当たっては、井上辰雄、故井上光貞、加藤優、狩野久、岸俊男、坂本太郎、竹内理三、平野邦雄の諸先生に種々の御指導を頂いた。ここに厚く御礼申し上げる次第である。

一、本概報の作成には石松好雄以下の調査課員が当たったが、文責は倉住清彦にあり、写真撮影は学芸第一課の石丸洋が行なった。

はじめに

古代の大宰府についてはもはや周知のところであらうし、また特別史跡「大宰府跡」を中心とする大宰府史跡の歴史的性情などについてもあらためて述べる必要はないだろう。福岡県教育委員会および当館では、去る昭和四三年以来、これの発掘調査を継続的に実施しているが、現在までにそれは調査回数にしてのべ九〇数次を数えるに至っている。そして、たとえば、政庁地区の構造や変遷などをほぼ明らかにしえたことをはじめとして、この間に得られた成果や新発見は少なくないし、むしろそれらは多岐にわたっていると言っても過言ではないように思われる。

ところで、そのような成果の一つとして、木簡の検出をあげることができらう。最近では、木簡は全国各地の遺跡において発見されているので、その出土そのものは必ずしも珍しくはないようになっていた。大宰府史跡においても、その出土は調査開始の当初から確実視されていたし、昭和四五年に藤司西地区での第四次調査において最初の九点を発見して以来、昭和四八年には政庁跡後殿地区での第二六次調査において合計九三〇点の木簡を検出した。そして昭和五一年三月には、それまでに出土していた九四四点のうち的主要なもの一四七点についてその概要を報告することにし、それを「大宰府史跡出土木簡概報(一)」として刊行した。

その後、第二六次調査のような大量出土はなく、またすべての調査で出土したわけでもないが、その数は次第に増加し、なかには中世木簡やいわゆる墨書木札なども見られるようになった。具体的には次節で述べるが、昭和四九年の月見山地区における第三三次調査から昭和五九年の不丁地区における第九〇次調査までの、のべ一七次の調査において合計二六八点の木簡などを

検出している。

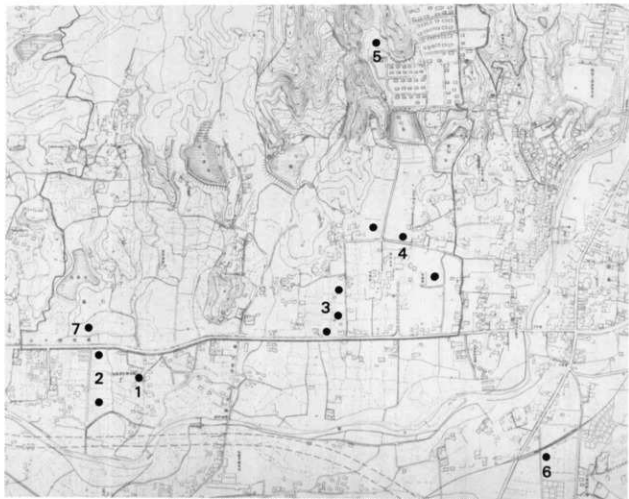
これらの木簡などについては、すでに当該年度の発掘調査概報「大宰府史跡」においてその概要を報告しているが、このたび、そのうちの主要なもの一四一点について写真をかかげ、かつ簡単な解説を付し、あらためて「大宰府史跡出土木簡概報(二)」として報告することにした。なお、一部に訳読が「大宰府史跡」におけるそれと異なるものがあるが、それらについては本概報のように訂正したい。また、本概報では、いわゆる古代の木簡のほか、中世木簡や各種の墨書木札などを合わせて取載したが、これはあくまでも便宜的な措置であり、以下ではとくに必要な場合を除いて木簡と総称する。したがって、古代地方官衙としての大宰府政庁と直接的な関係を有しないものが含まれていることを付記しておく。

木簡出土の遺構

さて、前述のように、本概報に取載した木簡はのべ一七次の調査において検出したものであるが、調査区との関係などによって同一遺構を数次に分けて調査した場合や同一調査でも異なった遺構から木簡が出土した場合もあるので、その遺構という点では必ずしも調査回数に一致しない。ここでは各遺構ごとにその状況を述べるが、木簡に関係する部分の概要を摘記するにとどめるので、各遺構の詳細や周辺遺構との関係、さらに共存遺物などについては、各当該年度の「大宰府史跡」を参照されたい。

(1) S D 二三四〇

調査区は大字観世音寺字不丁地区で、政庁地区とは渠道をはさんでその西南隅に接し、鏡山猛氏の大宰府条坊復原案によれば、右郭五・六条一・二坊に当たる地域である。この「不丁」という小字名が府庁に普通することか



大宰府史跡木簡出土地点要図 (数字は本文地区番号)

ら、すでに政庁関係施設の存在が想定されていたし、昭和四十六年度にこれの西側で実施した第一七次調査では七間×二間の南北棟である礎石建物S B 三七〇を検出していた。

今回はこの地区の約五六〇〇mについて、第八三、八五、八七、九〇次のべ五次にわたって調査した。S D 二三四〇は調査区のほぼ東端で検出した南北溝で、その溝心は政庁中軸線から西へ約一〇五mに位置する。溝の規模は必ずしも一定していないが、大体において幅約五m前後、深さ一m前後である。一部には護岸のためと考えられる径五、一〇cmの丸柱が打ち込まれていた。全長は確認していないが、その状況から見て、南北両側の調査区外にも延びていたものと推定される。

昭和五三年度以降の政庁跡前面地区における調査の結果、政庁中軸線の延長線上に予想されていた朱雀大路的な道路は存在せず、そこは一種の広場的な性格をもつ空地であったことが明らかになった。またこれの東側の日吉地区では一二棟分の掘立柱建物跡などが検出され、八世紀前半代から官衙城が形成されていたことも判明した。不丁地区は空地をはさんではほぼ対称の位置にあり、大きく四期に分けられる合計二七棟の建物跡が検出された。日吉地区と同じような官衙城であろうし、S D 二三四〇はこの東限をなす施設と考えられる。この不丁地区の西限は後述するS D 三二〇と推定され、両溝間の心々距離は約八七mである。

S D 二三四〇からの出土遺物はいずれも八世紀前半代に属するものであり、これに後述のような本簡を勘案すれば、この溝は八世紀初頭前後に開鑿され、この世紀中葉の天平年間に埋没したと考えられる。その後、これと同じ位置に石組溝S D 二二三五やS D 二四五五が作られたが、これらも九世紀前半代には埋没している。

出土遺物では、鉄滓・磁羽口・埴塙などの製鉄関係遺物が注目され、また墨書土器の器形はいろいろであるが、硯として使用されたものもある。それらには「久女」「戊寅」「三宅」「高杯」「大城」および「政所」などの文字が見え、このほかに判読できないものも数点ある。このうち、「戊寅」をこの時期の干支を示すものとするれば、天平一〇年に当たる。「政所」が大宰府政庁内の所司とすれば、これまでその初見史料は長暦二年二月十六日付の「大宰府政所下文案(五十七号)」と言われているので(所考)史蹟(大宰府政、これは時代的にかなりさかのぼることになる。また、「大城」については、「万葉集」では大野城が築かれた四王寺山のことを大城山と詠んだ例が見られるので(巻八四)、大野城あるいは四王寺山を指すのであろう。

(2) SD三二〇

調査区は大字観世音寺字大楠地区で、前述の不下地区に西隣し、蔵司地区の南方に当たり、大宰府条坊復原案では右郭六・六条二坊に相当する地域である。県道に南接した地区ではすでに昭和四六年度に第一四次調査としてトレンチによる部分的調査を実施していたが、昭和五八年度にあらためて約六五五㎡を全面的に調査し、これも便宜的に第一四次調査と称している。また、この南方約一〇〇mの地点では昭和五六年度に約一一五〇㎡について第七六次調査を実施しているので、のべ三次の調査を行なったことになる。

SD三二〇は調査区のはほぼ中央部で検出した南北溝であるが、面調査区における溝心の間には約二・〇mのずれがあり、方位は四五分ほど東に振っている。しかし政庁地区の中軸線も若干ながら東に振っているので、これはそれに合わせたとも考えられる。溝は幅一三―一六m、深さ一四―一九mで、必ずしも一定していないが、溝心は政庁中軸線から西へ約一九二mに位置する。また前述のように、第一四次調査区で見ると、SD二三四〇の溝心

からは約八七mの位置にあり、これは北からの排水路であるとともに、不下地区官衙城の西を画する施設と考えられる。

出土遺物などからこの溝の存続時期を見ると、開鑿年代は必ずしも特定できないが、遅くとも八世紀後半代には確実に存在し、一二世紀後半頃まで存続したようである。出土遺物の中で杯蓋の残片に「上毛口」と墨書されたものがあるが、これは豊前国上毛郡を意味しているのであろう。

(3) SK二〇〇七

大楠地区での第七六次調査において検出した土壌で、前述のSD三二〇の東側に位置し、径一・〇mのほぼ円形を呈する。上面はSD三二〇によって削られているが、奈良期の土師器や須恵器などがまとまって出土した。

(4) SD二〇一一

大楠地区での第七六次調査において検出した東西方向の溝で、SD三二〇の西側に位置し、それに流れ込んでいる。幅一・二m、深さ約〇・五mである。この溝中から弘仁九年に初鋳された「富壽神寶」が一点出土した。奈良時代の三銭に比して品質が粗悪になり、ほとんど通用しなかったとも言われているが、かかる銅銭が当地において出土したことは注目される。

(5) SE八五五

調査区は大字観世音寺字学業地区で、国指定史跡でもある「大宰府学校院跡」の南辺中央部に当たり、昭和五〇年度にその約八四〇㎡について第三八次調査として実施した。その結果、礎石建物一棟、木棺墓・木蓋土壇墓各一基などの遺構とともに、井戸一三基の一つとして、これを検出した。掘方は隅丸方形をなし、土面辺は約一・三mで、横棧と隅柱を組合せ、外側を縦板で囲んだ内法六〇cmの方形井戸である。出土遺物からは一二世紀前半代のものと考えられる。

(6) S D 二〇五

調査区は大字観世音寺字学業地区で、史跡「大宰府学校院跡」の東辺中部に当たる。この地区では、すでに昭和四五年に第九次調査を実施していたが、昭和五五年にその南隣地区の約五六〇㎡について第七次調査を行ない、また翌五六年にはその北方約五〇mの地点の約四五〇㎡について第七次調査を実施した。

S D 二〇五は両調査区の東辺部で検出したもので、内部に五本の流路が認められ、長期間のうちに改修が何度も行なわれたようである。攪乱などのためにその規模は明確でないが、政庁中軸線からは東へ約四五〇mの位置にある。学校院と観世音寺との境界の可能性も考えられるが、従来の地割復原案とは合致しないので、なお検討を要する。

出土遺物は一〇〜一世紀頃のものが多いが、第七七次調査で検出したS B七〇〇の柱掘方出土の長頸壺は奈良時代後半頃に考えられるものである。また築地状遺構S X 二〇二〇も奈良時代に築造されたと推定でき、これらとの関係から見て、S D 二〇五も同時期に開鑿された可能性が考えられる。

(7) S D 二〇七

第七七次調査で検出した溝で、前述したS D 二〇五の西側をほぼ南北に流れていた。幅は〇・八一〜一・四mである。

(8) S X 二一〇〇

調査区は大字観世音寺字今道地区で、観世音寺の東辺部に当たり、東面築地跡の存在が推定される地域である。昭和五二年にその約一六〇〇㎡について第四次調査を実施したが、築地遺構は検出されなかった。S X 二一〇〇は調査区の北端部で検出した池状の落ち込みであるが、かなり広範囲にひろがり、調査区外にも延びていた。

(9) S D 一八〇五

調査区は大字観世音寺字山ノ井地区で、観世音寺の僧房推定地である。昭和五五年にその約一一五〇㎡を対象に第七〇次調査を実施したが、僧房と推定できる建物跡は検出されなかった。S D 一八〇五は調査区南部の最上層で検出した東西溝で、上端幅は約四m、深さは約一・五mである。

(10) S E 一七九〇

第七〇次調査で検出した井戸で、約三・八×五・三mの長円形を呈し、深さは三・一mあり、この地区で検出した井戸としては最大である。S D 一八〇五と切り合い関係にあり、これが先行する。

(11) S K 一八〇〇

第七〇次調査で検出した土壇で、径は三・三×三・六mで、深さは約一・三mである。きわめて多量の土器が出土したが、完形品が多く、しかも灯火器として使用されたものが多いので、何らかの祭事後で一括して投棄されたと考えられる。また墨書土器も多い。

(12) S E 一七七五

第七〇次調査で検出した井戸で、掘方は約二・八×二・四mの長円形を呈し、深さは約一・五mである。上層の遺構である。

(13) S G 二二三〇

調査区は大字観世音寺字安養寺地区で、観世音寺の北面築地推定地である。昭和五六年にその約一〇〇〇㎡について第七八次調査を実施したが、地形的には一種の谷であり、その氾濫によって失われたのか、築地は検出されなかった。S G 二二三〇は二棟の礎石建物跡などとともに検出した圍池遺構で、二・四×一・〇mの長円形を呈し、汀線にはかなり大きな石が配されていたが、護岸と景観の両方をかねたものであろう。出土遺物は一四世紀中頃か

ら一六世紀にかけてのものであるが、仏具関係の木製品が多く見られたことから推せば、寺院跡の可能性が考えられる。

(4) SK一五九五

調査区は大字観世音寺字今光寺地区で、観世音寺の北方約五〇〇mに位置し、その子院の一つと言われる金光寺の遺跡とも推定される地域である。ここでは、昭和二八年に九州文化綜合研究所によって一部が発掘調査されたが、昭和五三年度にその約一〇〇〇m²を対象に第五七次調査を、また翌五四年度にはその北接地区の約一五〇m²について第六七次調査を実施した。

両次の調査の結果、計五棟の礎石建物跡をはじめ、それにもなう溝などを検出したが、それらは大きく三期に分けられ、一三世紀後半から一六世紀前半におよぶことが判明した。また、遺構や出土遺物などからは、寺院跡的性格のほか、一種の居館跡的性格を有する可能性も想定され、いまだ検討を要する点が少なくない。SK一五九五はSB一五九〇内で検出した土壇で、約二〇×〇・八mの長方形を呈し、深さは約〇・六mである。この中からは、木簡とともに、皇土通寶など二六五枚の宋銭が出土した。

(5) SD六〇五

調査区は大字太宰府字月見山地区で、大宰府条坊復原案では左郭八条九坊に当たり、昭和四九年度にその九〇〇m²について第三三次調査を実施した。

SD六〇五は調査区西部で検出した南北溝で、幅は五・八m、深さは一・二mである。政庁中軸線からは東へ約九七〇mの位置にあり、ほぼ九町に当たる。

出土木簡の概要

次に、出土木簡の概要を記し、あわせて若干の所見を述べる。一部には遺構にもなわなわいで出土したのもあり、また遺構から出土したのもでもそ

の点数が少ない場合もあるので、ここでは便宜的に各地区ごとにまとめて記述する。

(1) 不丁地区出土木簡

のべ五次にわたる調査で合計一六〇点を検出したが、すべてSD二三四〇から出土したものであり、本概報にはそのうちの八三点を記載した。この一六〇点を形態的に分類してみると、〇一型式が三点、〇一型式が六点、〇三型式が二点、〇三型式が二点、〇三九型式が三一点、〇五一型式が一点、〇六五型式が二点、〇八一型式が七六点、〇九一型式が一四点、となる。これではいわゆる付札類が五八点もあり、全体の三分の一強を占めている点が注目される。一方、削屑はともかくとして、何らかの原因によって一部が欠損しているものは一三三点に達し、その中には自然損傷によると推定されるものが少なくはないが、これは出土遺構が溝であることも無関係ではないと考えられる。

次に、それらに記された文字について見てみると、その字数はともかくとして、一字以上を判読ないし推読できるものは七八点である。これに対して、現状では墨痕を全く確認できないものが二一点あるが、このうちの一点は付札的なものであり、大宰府における木簡のあり方を考える上でも注目されるので、この点については後述する。そして残余には一応墨痕が認められるが、それらは単なる墨つきであったり、断片的な墨痕が見られるのみで、具体的な文字を想定できないものである。これらの木簡は内容的に豊富なものを有しているので、それについては節を改めて述べることにする。

(2) 大桶地区出土木簡

第七六次調査では、SK二〇〇七および竊植土層から各二点、またSD二〇一およびSD二〇二から各一点が出土しているが、それ以外の一一

点と第四次調査における一〇点はいずれもSD三三二〇から出土したものである。なお、このSD三三二〇からは昭和四六年にも五点が出土しているが、これについてはすでに報告している(『概報』)。

形態的に見ると、〇三三型式が三点、〇三三型式が二点、〇六一型式が三点、〇六五型式が一点あるが、残余はすべて〇八一型式である。これら二七点のうち、文字を判読しないし推読できるものは九点にすぎないが、本概報にはこのほかに特徴的な三点を加えた一二点を収載した。残余のうち六点には墨痕が認められず、他は具体的な文字を想定できないものであった。

判読できるものが少なく、また溝からの出土でもあるので、単なる偶然かもしれないが、二三三・二三五に見られるように、習書木簡が目立つように思われる。昭和四六年出土の六もそうであったし、二三四にもその可能性が考えられる。このことに二三二が題籤であることを考え合わせれば、これらの木簡がどこから投棄されたかは明らかでないが、SD三三二〇が不丁地区官衙城の西限をなすと推定されることも無関係ではないだろう。

(3) 大宰府学校跡地区出土木簡

第三八次調査ではSE八五五から一点(二四三)出土した。第七四次調査では、SD二〇五から五點、SD二〇七、SD二二五・これの東側および灰色土層から各一点の合計九点が出土し、SD二〇五からは第七七次調査でも〇三九型式と〇五九型式の小断片各一点が出土している。第七四次調査で出土した九点、〇三三型式が二点、〇六一型式が一点あるが、他はいずれも〇八一型式である。この九点のうち、五点については少なくとも一字を判読できるが、一点には墨痕が認められず、他は推読もできない。本概報には六点を取めた。

この調査区に関連しては、一一世紀代の約半世紀にわたって展開された学

校院と観世音寺の境界相論が想起されるが(倉住道彦、大宰府学校院について)、二四五や二四七は観世音寺との親近性を示すものである。二四四の延長五年に見られるように、時代的には異なるにしても、両者の境界を考える上で注目される。いずれにしても、この地区から府学校との関係をうかがわせるような木簡はいまだ出土していない。

(4) 観世音寺地区出土木簡

この地区では、三次にわたって合計三三三点が出土している。第四五次調査の九点はSX二二〇から出土したものであるが、その形状から見て、いずれも卒塔婆と考えられる。このうちの四点はそれぞれ若干の文字を判読できるが、本概報では二五〇だけを収載した。

第七〇次調査では、SE一七七五およびSE一七九五から各一点、SE一七九〇およびSD一八〇五から各一点、そしてSK一八〇〇から七点の合計一三三点が出土した。形態的には、〇一九・〇三二・〇三三・〇三三・〇三九・〇五九の各型式がそれぞれ一点、他の七点はいずれも〇八一型式に分類できる。また墨書内容については、文字とみなされるものが五點、断片的な墨痕が存するだけのものが六点で、他の二点には墨痕が認められない。ここでは六点を取めた。

次に、第七八次における一点はすべてSG二二三〇から出土したものであるが、〇八一型式の三点を除けば、板塔婆が三点と笹塔婆が五点であり、これらは一応〇六一型式に分類できるだろう。〇八一型式のうちの二点是小断片であり、わずかな墨痕は認められるが、判読できない。〇六一型式の八点にはいずれも種子が見られ、本概報には二五九以下の四点を取めたが、いずれも同じ真言を書いたものである。

ともあれ、この地区から出土したものの多くは仏教関係のものであり、畿

密に言えば、木簡とはみなしがたいが、これらを便宜的に収載したことはすでに述べたとおりである。

(5) 推定金光寺跡地区出土木簡

ここでは、二次の調査で合計二八点が出土している。第五七次調査では、SD一四三三とSK一四七〇から各一点が出土しているが、前者は卒塔婆（〇六一型式）、後者は〇八一型式の小片である。また暗茶色土層から〇三二型式と〇六一型式のもの各一点が出土している。ここでは、必ずしも木簡とは言いがたいが、後者（二六五）を取めた。

次に、第六七次調査では、隣植土層から八点、SK一五九五から一五五、SK一六一五から一点が出土した。この二四点のうち、一五五は〇三二型式、三点が〇三九型式で、付札類の多い点が特徴的である。残りの六点は〇八一型式であるが、二八五の原形はその内容からして〇三二型式であつたと考えられる。ここでは二〇点を取めた。

二七二以降に取めたように、推定されるもの二点を含めて、ほぼ同類とみなしうる付札が一四点見られる。これらは銭に付けられたものであろうが、これらの銭の額を単純に合計すれば、一四〇一五〇貫といふかなりの大金になる。これがとう四郎の所有とすれば、彼は一〇貫ずつに仕分けしているの、何らかの目的に使用しようとしたのであろうが、具体的なことは明らかでない。この調査では、SK一五九五から二六六枚、SK一六一五から一三三枚というように、宋銭を中心として合計八七三枚の銅銭を検出したが、これは二七二以下の木簡の出土とも符合するものであり、とう四郎が関係した銭の一部と推定される。ともあれ、ここに大量の銭が集積されたことはいかなる理由のない目的によるのかということが問題になるが、換言すれば、この点に遺跡の性格を解明する一つの手がかりが存するようにも思われるし、

二六六に見えるような宰府(和)泉大夫の存在も無関係ではないだろう。

(6) 月見山地区出土木簡

SD六〇五から五点が出土したが、他に絵馬の一部と推定されるものが二点出土している。本概報で割愛した二点は〇八一型式のもので、いずれも仮名文字と推定されるが、判読できない。二八八は二五六と同じように、民間信仰に関するものであろう。

(7) 蔵司前面地区出土木簡

調査区は大字観世音寺蔵司地区で、蔵司台地の南前面に当たる。昭和五一年度の第五四次調査において、溝状遺構SX一三九四から二点と隣植土層から一点の合計三点を検出した。いずれも〇三二型式のものであるが、墨痕は全く認められないので、本概報には収載しなかつた。形態的には明らかに木簡であるので、ここでは出土したことだけを付記しておく。

不丁地区出土の木簡

さて、本概報に収載した木簡は大きく六地区から出土したものであるが、一三八点のうち八三点を不丁地区から出土したものが占めているように、これらが中心であると言つても過言ではないだろう。すでに述べたように、これらはSD二三四から出土した二六〇点のうちの判読ないし推読できたもので、出土点数の約半分を占めているが、これらの中には古代の大宰府について考える場合に注目すべき内容を有しているものが含まれている。もちろん、これらの木簡あるいはそれぞれの内容や意味などについては今後の検討に委ねなければならない点が少ないが、ここでは大宰府における木簡という観点から若干の点について述べてみたい。

まず、第一は紀年銘を有する木簡の出土である。すなわち、一四八の天平

八年および一五一の同八年のほかに、いまだ断定できないものではあるが、二〇三の天平六年と二〇五の同八年も見られる。紀年銘を有するという点だけであれば、二四四が延長五年と判断できるのをはじめとして、二八八には貞応三年、二五〇には元_平元年、さらに二五二には文龜元年も見られるので、必ずしも珍しくはない。しかし、これらは時代的に下っているというだけでなく、また、いまだ問題が残る二四四をとまかくとすれば、いずれも古代地方官司としての大宰府政庁との直接的な関係を想定できないものであった。これに対し、不丁地区出土のものは時代的にも古く、個々の内容や意味などについてはいまだ検討を要するにしても、大宰府政庁との直接的な関係を想定できるものであり、この点からも注目されるのである。

もつとも、具体的な年紀こそ記されていないが、その記載内容などから見て、これらより古い時期のものとして推定できるものは存在する。たとえば、昭和四五年の蔵司西地区における第四次調査の際に出土したものであるが、二には「久須評」と見られたので、それは遅くとも八世紀初頭を下限とする時期のものとして推定されていたし、同じくS D 二三四出土木簡の中でも、郡名表示法から見た一九六や一九七あるいは副調物と中男作物との関係から見た二〇二などは、いずれも天平年間以前のものとして推定できるものであった。また、一九五についても、後述のような可能性を想定しようとするれば、同じようにみなすことができる。

したがって、これらは大宰府史跡における最古の木簡というわけではないが、他の出土遺物を含めて、最も古い年紀を有するという点の特筆できる。とくに絶対年代を特定できる点からすれば、出土遺構が満であるので、短絡させることはできないにしても、共伴遺物や遺構などの年代比定に有力な手がかりを与えるものと言えるだろう。これに関連して、S D 二三

四〇出土木簡の時期について一言しておこう。二一四についてはいまだ断定できないので保留するが、一九六や一九七の下限時期は和銅六年前後に、また二〇二は養老元年前後に比定できるので、一応はその頃から天平年間の前半代頃までの時期が考えられる。

次に、付札類が五八点あり、総出土点数の三分の一強を占めている点があげられる。大宰府の性格などからして、これらの木簡の出土そのものは当然と言ふべきかもしれないが、従来の出土状況から見れば、この比較的同時出土は注目される。しかし、このことについてはすでに昭和五八年度発掘調査概報「大宰府史跡」において述べたので、ここではくりかえさないが、これらの付札類は貢進物などに付けられた荷札的なものではなく、大宰府において整理保管のために付けられた付札と考えられる。二〇三と二〇五を除けば、荷札に不可欠と考えられる年紀を欠き、多くが郡名と物品名および数量が記されているにすぎないことはそれを示すものであろうし、この型式のもので墨痕が認められない一八点のうちには、成形されながら結局は使用されなかったと見られるものが含まれていることも無関係ではないだろう。

第三点として、紫草関係の木簡が多く、明記されていないが、関連性を想定できる一九六と一九七の二点を含めれば、合計一点が見られる。紫草についてもすでに述べているので、多くはくりかえさないが、その後には判明した点をふまえて若干を述べておこう。

豊後国はその天平九年の正税帳からすでに知られていたが、後掲の表に示したように、紫草はかなり広範な地域から貢納されていたようである。「延喜式」民部下によれば、甲斐国などの東国を中心とする一〇国の交易雑物として合計二四〇〇斤が課せられていたが、大宰府には、年料別貢雑物として日向八〇〇斤と大隅一八〇〇斤の紫草および各種の染造品、また交易雑物

国郡名・地名一覧

固名	郡名	その他	木簡番号
1		筑紫	
2	筑前		148
3		怡土	(189)・(190)・191
4		糟屋	(192)・(193)・194
5		津屋	195
6		岡	(196)・(197)
7		岡賀	(198)・(199)・(200)
8		遠賀	153
9		加麻	(201)
10		夜須	202・203
11	筑後		148
12		三井	204
13	豊前		175・205
14		京都	205
15	豊後		206
16		大野	207・208・209
17		海部	(206)・207
18		大分	210
19	肥前		157
20		松浦	157
21		余志	212・(213)
22		合志	214・215
23		山鹿	216・(217)
24		宅(託)麻	217・218
25	薩摩		219・220
26		騎姓	220
27		豊嶋	221
28		桑原	222
29		大隅	223
30		□毛	226
31		□□	227・228
32		桃実嶋	224
33		伊靈嶋	225

として紫草五〇〇〇斤の賣進が課せられている。これらの木簡は管内諸国島から大宰府に紫草を集積する状況の一端を示している。

一方、断片的な一六三はともかくとして、その書式はほぼ共通しているがその中で二〇六だけは大きく異なっている。後述のように、これが染料としての紫草の荷札であったとすれば、紫草の植物から染料への精製は、大宰府だけでなく、各国さらには各郡においても行なわれていた可能性が考えられるので、その場合、在地にはかなりの技術が存したことになる。しかし、わずかに一例にすぎないので、豊後国ないし海部郡だけの特例かもしれない。またこれの原形は明らかでなく、年紀の有無も確認できないので、ここではその可能性を指摘するにとどめておく。

次に、紫草の単位について述べる。一八九以下に多く見られるのは「根」

であり、これがいまだ植物としての紫草を数える単位であったことはすでに述べたが、二一三では「編」という単位も用いられており、この点から一九六と一九七も紫草に関連するものと判断した。とすれば、一方では二〇根を標準的な一単位とする数え方が存するにもかかわらず、他方では一〇根を一編とする数え方が用いられていたことになり、なぜ二〇根を二編と称しなかったのかという疑問も派生する。とくにこれらが整理保管用の付札であったとすれば、二つの単位の使用がありえないことではないにしても、作業などを煩雑ならしめるのではないだろうか。しかし現実には使用されているわけであり、両者の使い分けが必要であったことを示している。「編」の明確な用例は二一三のみであるが、他の紫草の根に対し、これでは「紫草大根」と「紫草大根」とは区別され、その方法したがって単位も異なっていたのではないだろうか。「紫草大根」については必ずしも明らかでないが、今はこのように考えておこう。

第四点としては、多くの国郡名ないし地名が見られる点を指摘できる。個々についてはそれぞれのところで述べることにして、一部に推定分を加えているが、それらを表示しておこう。

なお、この表では、必ずしも「国」字は付されていないが、明らかに国名と判断できるものは国名の部に分類した。郡名の部のうち、4と5および6、8の二郡はいずれも同一郡

を指しているが、郡名表記の相異に意味があると考えられるので、一応區別した。その他のうち、1・32・33以外はいずれも郡名と考えられるが、「郡」字が付されていないので、とりあえず區別した。木簡番号のうち、() を付したものは柴草関係のものである。

これらの中には西書と推定されるものも含まれているが、29の二二三を和銅六年四月の大隅国建置以後のものとするれば、これらは西海道九国のうち日向国を除く八国に及んでいる。しかもその多くは付札類であり、それ以外の原形が明らかでないものでも何らかの物品との関連性を想定できるものが少なくない。このことは大宰府における管内諸国島からの物資の集積状況、ひいては大宰府の管内諸国島に対する總管機能の一端を示している。なかでも、養老四年までは在地の抵抗が続いた薩摩・大隅両国関係のものが見られることは注目されるし、両国に対する律令制支配の浸透を考える上でも一つの手がかりとなりうるように思われる。

それとともに、地名などが記された木簡の中で特筆すべきは二三四と二三五であろう。古代国家といわれる南島との交渉については『日本書紀』以下に散見される場所であり、また大宰府と南島との関係については、『続日本紀』に、慶雲四年七月に大宰府において南島人に位階と物を授けたことなどが見られる。また、天平七年には大宰大貳小野老が高橋牛養を南島に派遣して航路標式を建てさせたことが見えるが、天平勝宝六年二月には大宰府をしてそれを修理せしめたように、これは遣唐使の南島路採用とも無関係ではないだろう。このほか、明記されていない場合でも、南島との交渉において大宰府が一定の役割を果たしたであろうことは推察にかたない。

周知のように、南島人は化外民視されていた。二三四などがいかなる内容や性格を有するものかは明らかでないが、彼らもたらした何らかの「方物」

に付けられたものであることは明らかであろう。したがって、この木簡は単に新史料であるとか、南島との交渉を示す物証というにとどまらず、その関係や南島人の来貢のあり方などを考える上において重要な意味をもつと言えらるだろう。

以上、不丁地区出土の木簡について若干述べたが、それらをめぐる問題が以上につきるものでないことは言うまでもない。とくに、大宰府における木簡のあり方について考えようとする場合、いまだ検討を要する点が少ないが、今は後考を俟つことにして、最後に一点だけ述べておこう。SD二三四〇は調査区の北方から流れてくるようであり、木簡は藏司地区から投棄された可能性も想定されるが、それとともに、SD二三四〇が不丁地区官衙域の東限をなしていることも看過できない。つまり、一五〇や一五二などに見られる上日関係のものが存することからすれば、この地区との関係も考えられるように思う。しかし他に史料はなく、この点も今後の課題である。

釈文・解説

・兵士合五十九人

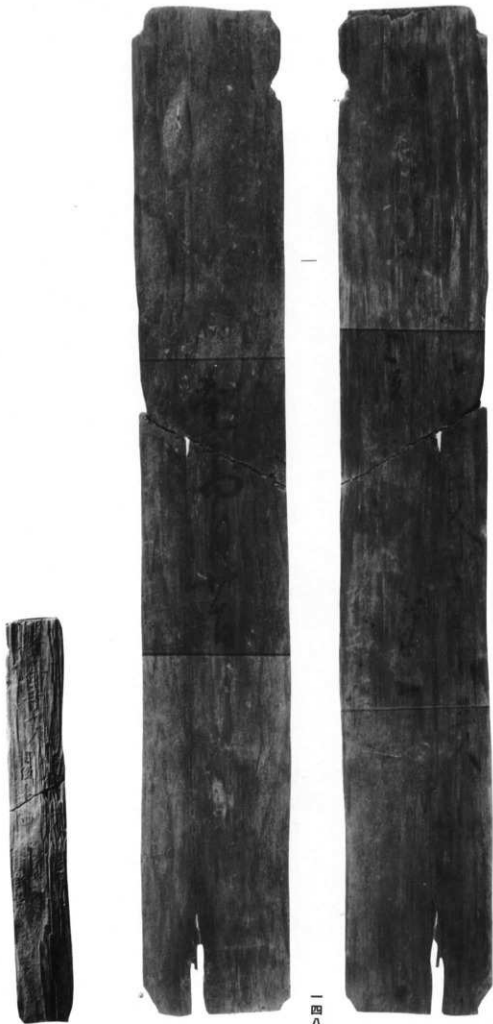
□ □ 一人 兵士 □ 三人

定役五十四(筑前) □ 兵上卅一
筑後兵上廿三

八五—SD—三三四〇 二七〇×四〇×四 〇一一

・「天平六年四月廿一日」

四隅はいわゆる入隅のように切り込まれ、また左辺上端近くの切り込みは明らかに人工のものであるが、これがいかなる目的をもつのかは明らかでない。表面の墨はほとんど消失しているが、その跡が若干盛り上がりがつているので、これによってかなりの文字を判読できる。内容的には兵士とくに大宰府に上番する兵士に関するものと推定されるが、具体的ことは明らかでない。これに記された数字のうち、五四・三一・二三の単位は記されていないが、その書式から見て三一と二三は五四の内訳であり、さらにこの五四に右行の二と三を加えれば、五九になるので、これらはいずれも五九人の内訳であり、兵士の人数を示していると考えられる。裏面の墨はよく残っている。天平六年は七三四年に当たるが、これは大宰府史跡出土の遺物に見える最古の年紀である。「続日本紀」によれば、この日、天平四年八月に配属された西海道などの節度使が停止されている。この措置と木簡との間に直接の関係はないだろうが、木簡に見える筑前・筑後両国の兵士は大宰府において西海道節度使の指揮下に編入されていたのかもしれない。



一四八

・「三團兵士□□宗形マ刀良(役カ)トマ赤猪」

・「□□一人□□」

九〇—SD三三四〇—二三八×三六×九〇—一

上半部の墨はうすく、肉眼による判読は容易でない。とくに第五・六字はかなり複雑な字画の文字であり、前者は筆偏の文字と推定されるが、不鮮明なために判読できない。「三團」は三軍団の意味であろうが、それが具体的にどの軍団を指すのかは明らかでない。しかし、宗形部刀良がその兵士であることから推せば、そのうちの少なくとも一団は筑前國のそれであったと考えられる。筑前國には四軍団が置かれていたが、そのうちの二団はいわゆる軍団印から御笠・遠賀兩団であったことが知られている。宗形部はもともと筑前國宗像郡を本拠としていたのであるが、大宝二年の筑前國鳴郡川辺里や豊前國仲津郡下里などの戸籍にも同氏は見えるし、「続日本紀」には御笠郡大領宗形部堅牛の名も見えるように(和暦二年六、月乙巳条)、かなり広く分布していたようである。また日下部はそれ以上に広く分布しており、西海道の各段でその存在が知られる。

×上日六十□□」

九〇—SD三三四〇—(一四二)×三七×五〇—一九

腐蝕が著しく、これ以外の文字は確認できない。上日数が記されているが、これがいかなる職種の人物のものかは明らかでない。なお、禄令給季禄条に「凡在京文武職事、及大宰、老岐、対馬、皆依官位給禄、自八月至正月、上日一百廿日以上者、給春夏禄(下略)」とある。



一五〇



一四九

一五二

□本□

九〇—SD—三四〇(一一四)×(三〇)×四〇一九

十一月 日田山□□人

木工□□□□孔館仕五日 並月八 九年

□□秦人マ 遠雲館仕七日

百一十封_Y五_Y

百二十〇□□□一十

□□□□□□□□□□

上端部を欠損するなど、損傷が著しい。表裏で天地が逆転しており、両者の筆致は異なっているが、表面第二行目の筆致は裏面のそれに近似している。内容的には木工秦人部山孔と同じく秦人部遠雲の上番日数を記したものであろうし、「九年」は天平九年のことかもしれない。しかし、西海道において豊前國の秦部はよく知られているが、秦人部についてはあまり知られていない。「山孔」および「遠雲」を入名と判断したが、これには問題が残るし、「館」ないし「館仕」や「並月八」の意味などいまだ不分明な点が少なくはなく、さらに検討を要する。また、裏面の天平八年は七三六年に当たり、この内容も上日に関するものと推定されるが、腐蝕や損傷などのために第二行目を判読できないので、詳細なことについては明らかでない。

一五二

×□□一月 ■田山□□×

九〇—SD—三四〇(六五)×(二〇)×三〇八一

×□□百一十 十×

断簡であり、具体的な内容は明らかでないが、一五一から推せば、これも上日に関する木簡の可能性が考えられる。

一五三

□神マ足嶋米

神ママ□□□□□

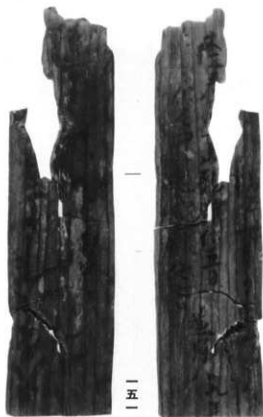
□月廿六日 □

八七—SD—三四〇(九〇)×(二四)×三〇八一

上下両端を欠損し、全体的に黒ずんでいるため、肉眼ではほとんど判別できない。「□」が下神部というような氏姓の一部をなすのか、あるいは、たとえば位階の下階を示すような文字であるのかは判断しがたい。かりに前者とすれば、下神氏については「新撰姓氏録」未定雑姓の摂津國の部に「葛木襲津彦命男、梁宿宿祢之後也」と見えるが、下神部については明らかでない。



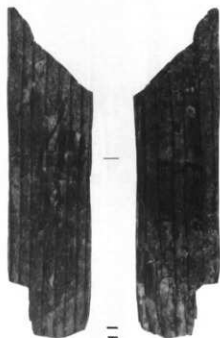
—
一五二



—
一五二



—



—
一五三

一五四・× □遠賀郡子弟名

八五―SD三三四〇（五八）×（二四三）×四〇八一

□料受□師伊福マ□□

□受使マ他田舎千依

（人宛カ）

受使部三家連安

瓦工

受 吳マ廣野

廿二 宿奈

・×四月三日休□花□□廿□

（百カ）（根カ）

第一行目の「遠賀郡」の上位には「筑前國」と記されていたのだろうが、現状では確認できない。第三行目の「他田舎」は他田舎人部の意味であろう。内容的には遠賀郡（現福岡県遠賀郡）の出身者とくに郡司の子弟で大宰府の使部などになっている者の歴名であるが、「瓦工」は次行の呉部広野にかかるものであろうか。これに見える四氏の氏名はいずれも周知のものであるが、彼らが遠賀郡を本貫としていたとすれば、その点でこの木簡は初見史料と言える。なお、遠賀郡については、一九六・一九七に「岡郡」、一九八一―二〇〇に「岡賀郡」と見える。裏面は縦方向に墨書され、表面とは異筆であるが、両者がいかなる関係にあるのかは明らかでない。



一五四

一五五 「二月十日……」□夫冊十一日冊十三日廿九」

八五—SD三三四〇（二六十一四五）×（七）×五 〇八一
第二片以下は完全に接続するが、第一片は接続しない。ある年の二月における何らかの集計であろうが、単位も記されていないので、具体的に明らかなでない。あるいは、「□夫」に手がかりがあるのかもしれない。

一五六 □田ア□

九〇—SD三三四〇（一八四）×二五×五 〇一九

「額」は「額」に通じるので、これは額田部の意味であらうが、他の文字は判読できず、具体的なことは明らかでない。なお、西海道における額田部については、大宝二年の筑前国嶋郡川辺里の戸籍に額田部乎太亮などの名が見えるし、また『和名抄』には筑前国早良郡額田郷も見える。

一五七 「肥前国松浦郡神戸調簿録

八五—SD三三四〇（一八七）×（一八）×三 〇八一

肥前国松浦郡は現在の佐賀県北部から長崎県北部を経て五島列島に至る地域にあたる。肥前国の神戸については、『新抄格勅符抄』所載の大同元年條に大宰神封として「田嶋神十六戸（肥前国）」が見える。田嶋神社は松浦郡（現佐賀県東松浦郡呼子町加部島）に鎮座する延喜式内の名神大社であり、この木簡に見える神戸がその封戸であったという確証はないが、その可能性が大きいように思われる。なお、神祇令神戸条に見られるように、神戸の調庸は封主である神社に納め、その用途に充てられるのが原則であり、これに見える簿録も大宰府に貢進されたものではないだろう。また、この木簡の原形は明らかでないが、その内容から見てこれは文書的なものであり、おそらくは神祇令の前掲条という「国司檢校、申送所司」にかかわるようなものであったのではないだろうか。

一五八 十七大□□

九〇—SD三三四〇（二七六）×（二二）×六 〇八一

損傷が著しい。「十七大」と「□□」は異筆かとも考えられる。



一五八



一五七



一五六



一五五



一五九 ×□□拾貳□

一六〇 ×兩二分二朱^(之カ)□□

一六一 ×^(四カ)斗一升^レ□

一六二 ×□箇^レ□

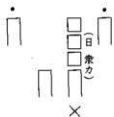
一六三 紫□

一六四 □祭祀□

一六五 薄線

一六六 □□七

一六七



八五―SD二三四〇 (八七)×(二二)×二〇八一

九〇―SD三三四〇 (二〇)×(二二)×二〇八一

八五―SD二三四〇 (九四)×二〇×四〇八一

九〇―SD三三四〇 (九五)×二一×三〇八一

八七―SD二三四〇 (一一四)×二六×三〇八一

八五―SD二三四〇 (七四)×(一八)×三〇八一

八五―SD三三四〇 (五三)×二九×四〇八一

九〇―SD三三四〇 (五五)×(一五)×一〇八一

八五―SD三三四〇 (八〇)×(一六)×三〇八一

上下を欠く断簡であるので、具体的なことは明らかでない。

薄線は一五七にも見える。「延喜式」主計上によれば、それは筑前・肥前・豊後・日向など四国の調庸および宅岐島の調とされている。断簡であるので、この木簡の具体的な性格などは明らかでない。

上位二字は草書体で書かれているようであるが、判読できないので、詳細なことは明らかでない。

表面二行目の第二・三字は推定できるが、他は欠損のために判読できない。また運筆から見れば、表裏両面では天地が逆転しているようでもあるが、部分的にしか残存していないので、断定はできない。



一六三



一六二



一六一



一六〇



一五九



一六七



一六六



一六五



一六四

一六〇

豊前國豊代□□

八五—SD三三四〇(二五〇)×(二八)×二一〇八一

・「果安 安安如如

一見「豊前國」には意味があるようにも思われるが、「豊代」の意味は明らかでない。地名かとも考えられるが、現在までのところ古代の地名としては知られていない。裏面の第三字以下は左に半角ほどずれている。おそらくは習書であり、表面もその可能性が考えられる。

一六九 豊□

九〇—SD三三四〇三三二×三三三〇八一

原形は明らかでないが、墨書の位置から見れば、〇六五型式とみなすべきかもしれない。第二字は大部分を削り取られているが、第一字やかすかに残る字形などから推せば、「前」かとも考えられる。

一七〇 「豊□□□

八七—SD三三四〇(一〇二)×(二五)×四一〇八一

表面はかなり削られており、上下両端では厚さが異なる。残存字形からは「豊前國」云々と記されていたようにも考えられるが、現状では確認できず、それはあくまでも一つの推測にすぎない。



一六七



一六九



一六八



一七二

・喚喚喚喚喚喚喚喚

喚_(取カ)取

喚取

八五―SD 二三四〇 (二四三) × (三二) × 三 〇八一

・喚喚喚喚喚喚喚喚
喚喚喚喚喚喚喚喚
喚喚喚喚喚喚喚喚

府仍府仍府仍府仍府仍

内容的には習書であり、表裏の判別は容易でない。削り残しの墨痕を除き、府・仍・附・喚・件・取(最)など六種二九文字が記されているが、あるいはいわゆる召喚状を意識したものであろうか。

一七二 三麦_(丹カ)〇三麦

左半部を欠いているが、「三麦」がくりかえされていることから見て、習書であらう。

八三―SD 二三四〇 (一九〇) × (二〇) × 四 〇八一

一七三

・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(王カ)

八五―SD 二三四〇 (二四〇) × (二〇) × 三 〇八一

両面とも墨がうすく、しかも半数されているので、文字の判読は容易でない。表面の第一・二字は「君」のようにも見えるが、旁部を欠失している可能性も考えられ、その場合には「郡」や「群」などの文字が想定される。裏面も同じ文字のくりかえしと判断されるので、内容的には両面とも習書とみなしてよいだろう。



lit I



lit I



lit I



一七四 〇 尊者上座者火急殿門進上宜 須良状

八五—SD三三四〇(三四二)×三二×二〇八一

第一字は「以」のようにも見ええるが、第二字以下に比してかなり小さい。またこの部分には腐蝕や削り取られたような痕跡は認められないので、これは本来のものと考えられる。第二字以下とは異質なものとみなすべきであり、あるいは御札などに見られるような四方四仏を意味する符号かもしれない。各文字は明瞭であり、「尊者」や「上座」などの語句が見られることからすれば、仏寺や僧尼などに関係するものとも考えられるが、全体的な文意を含め、詳細は明らかでない。SD三三四〇出土の木簡の中では特異なものであり、この溝や周辺の遺構との関係を含め、これについてはいまだ検討を要する点が少なくない。

一七五 造廳造造造廳造 廳 〇

八五—SD三三四〇(三四八)×四三×五〇八一

〇 「大豆五斗」造造廳大

内容的には習書であるが、「大豆五斗」は明らかに異筆であり、また削りの状況から見れば、この四文字は他に先行するものようである。とすれば、用済み後に転用され、そして習書されたのであろうが、この部分だけが削り残された理由は明らかでない。なお、この大豆がいかなる性格のものかも明らかではないが、かりに調庸制にかかわるものとした場合、「延喜式」主計上によれば、西海道では老岐島の調として見える。賦役令義倉条では稻とほぼ同等に扱われ、また粟一斗に対して大豆二斗とされている。

七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

四十一

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

四十一

一七六 □□□□□

八七—SD 二三四〇 (八四)×二六×二〇八一

赤外線テレビによれば、五字以上の文字が認められるが、いずれも偏部を欠いているので、判読できない。

一七七 ・ □□□□□□ □□ (一カ)

八七—SD 二三四〇 (九二)×二三×五〇八一

・ □□ (合)

肉眼による墨の判別は容易でない。

一七八 ・ □□ □□ 之 □

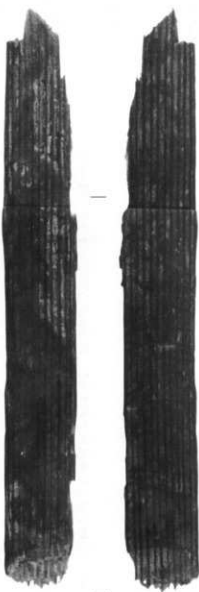
八七—SD 二三四〇 (一五五)×(一九)×四〇八一

勤梨梨 □□

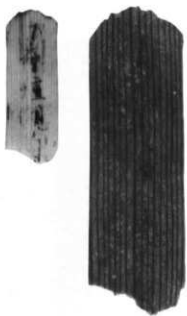
・ □□

□□

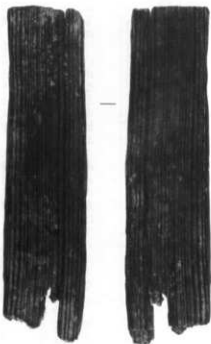
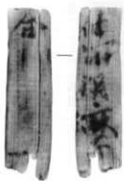
裏面は文字が重複しているために判読できないが、両面ともに習書であろう。



一七八



一七六



一七七

一七九 $\cdot \square \square \square \square \square \square$ 八五—SD 三三四〇 (一一三三)×(一一)×三三〇八一

$\cdot \square \square \square$

第一字は「白」、第二字は草冠の文字かと推定されるが、左半分を欠くので、詳細なことは明らかでない。

一八〇 $\square \square \square \square \square \square$ 八五—SD 二三四〇 (九九)×(一〇)×三三〇八一

第一字は「屋」であろうか。

一八一 $\square \square \square \square$ 九〇—SD 二三四〇 (六九)×(一〇)×三三〇八一

三、四字分の墨痕が認められるが、いずれも左半部を欠いているので、文字は判読できない。

一八二 申申申 八五—SD 二三四〇 (五六)×(一七)×二〇八一

この文字は政府地区東北隅における第二六次調査出土の木簡にも多く見られたように「(原)申」に、解文の事書にかかわる習書であろう。

一八三 更更 八七—SD 二三四〇 (五〇)×(一一)×二〇八一

現状から「更」の習書と推定したが、左辺が切断されていることからすれば、「更」を旁とする文字の可能性も考えられる。しかしその場合も習書であろう。

一八四 $\square \square \square \square$ 八五—SD 二三四〇 七三×一七×五〇六五

各辺はきれいに整形されている。左辺の切り込みは明らかに人工によるものであるが、いかなる木製品であるのかは明らかでない。墨書はこれの性格に関係するものであろうか。

一八五 $\square \square \square \square$ (鳥島カ) 九〇—SD 二三四〇 (一一三)×(四四)×三八〇八一

現状では二字が見られるが、かなり左辺に片寄っている。それは「鳥島」と推定されるが、左辺が原状を保つかどうか確認できず、「鳥」を旁とする文字の可能性も考えられる。



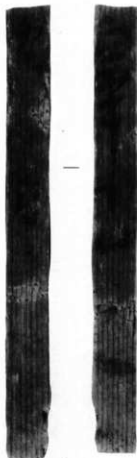
一八二



一八一



一八〇



一七九



一八五



一八四



一八三

九〇—SD二三四〇(一九五×(四九)×六 〇八一



これも肉眼では墨をほとんど判別できないが、赤外線テレビでは、二行にわたって墨痕が認められる。しかし、腐蝕が著しいため、それらはいずれも断片的であり、具体的には判読できない。

九〇—SD二三四〇(二二八)×三七×五 〇八一

一八七



腐蝕が著しいため、肉眼では墨痕をほとんど判別できないが、赤外線テレビでは両面に認められる。しかし、いずれも断片的な墨痕であるので、具体的な文字は想定できない。

九〇—SD二三四〇(三七)×(一五二)×八 〇八一

一八八 (充カ) □西門

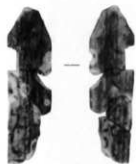
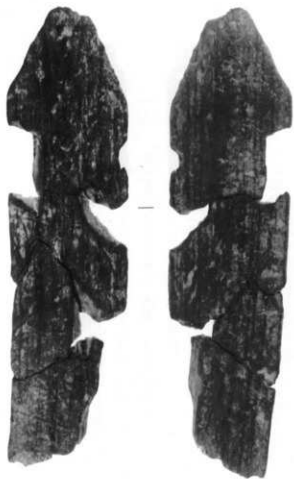
百廿 □

牛 □

充 □

及西 □

横材に使用し、界線を刻んでいる。上端でのその間隔は、右から二九・二〇・二九・三〇・三六(單位^{mm})であり、必ずしも一定していない。上下両端を欠いているので、詳細なことは明らかでないが、何らかのテキストにもとづいた習書の可能性も考えられる。なお、同時に出土した木簡の中にこれと同質・同材と推定されるものが見られるが、現状での両片は接続しない。



一八七



一八六



一八八

一八九「怡土郡紫草廿根」

八七—SD 三三四〇 一〇〇×二二×四〇 〇三二

一九〇「怡土郡紫草廿×」

八七—SD 三三四〇 (一〇〇)×三三×三三 〇三九

両者とも表面はかなり黒ずんでおり、上半部に文字が認められるほかは判別しがたいが、赤外線テレビではほぼ完全に判読できる。他の例からみても、両者はもともと同文かつ同性格のものであったと考えられ、下半部を欠失している一九〇の原形も本来は〇三二型式であったであろう。さらに、両者の全体的な筆跡は似ているようにも考えられるが、「紫」など一部には明らかに相違も見られるので、にわかには断定できない。怡土郡は筑前国のうちで、現在の福岡県糸島郡の南半部に当たるが、歴史的には、三世紀代の伊都国（^{『魏志倭傳』}）、あるいは伊都県（^{『日本書紀』}）などの故地としても知られている。

一九一「怡土郡〇×」

八七—SD 三三四〇 (四五)×(九)×四 〇三九

肉眼ではほとんど判別できないが、赤外線テレビによれば、両面に墨書が認められる。他の例を参照すれば、第四字は「紫」の上端部かとも考えられるが、ごく小さな墨痕にすぎないので、断定はできない。裏面の文字は「良」を旁とするので、「根」の可能性も考えられるが、この上位に墨痕は認められず、なお問題が残る。また、SD 三三四〇出土の紫草関係木簡のうち、原形の明らかでない二一六を除けば、表裏両面に記載されている例は他に見られず、この点からもこれが紫草に関するものかどうか検討を要するよう思う。

一九二「糟屋郡紫草廿根」

八五—SD 三三四〇 一三八×二七×四 〇三二

一九三「糟屋郡紫草廿根」

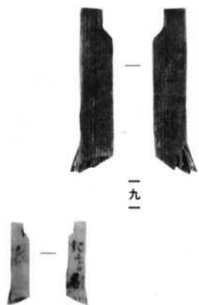
八七—SD 三三四〇 一二八×二二×五 〇三二

ともに損傷は見られるが、原形を保ち、完形とみなしてよいだろう。一九三の墨は完全に消失しているが、その痕跡は明瞭であり、それによって十分に判読できる。「糟」に見られるように、両者の全体的な筆跡は似ているように思われるが、一九三の細部には不分明な点もあり、いまだ断定できないので、ここではその可能性が存することを指摘するにとどめておこう。なお、一九三の頸部に見える痕跡は結（^{『米カ』}）つけられた紐のものであろう。

一九四「屋伊賀〇〇×」

八七—SD 三三四〇 (二四六)×二五×二 〇八一

両片の筆跡は近似しているのも、もともと同一個体であり、木目などから両片は接続すると判断したが、腐蝕しているために断定はできない。記載内容からみれば、これは再考すべきかもしれないが、今は接続するものとみなしておく。西海道において「某屋郡」と称するのは筑前国糟屋郡だけである。「伊賀」がこの糟屋郡に続くことから推せば、これは地名の可能性があり、現福岡県粕屋郡粕屋町戸原地区の小字名に「伊賀」が見られるが、「和名抄」に記載された同郡の郷名には見えない。下端の二字が「黒米」とすれば、いわゆる玄米の意味であるが、これがいかなる性格のものかは明らかでない。いずれにしても、これについてはいまだ検討を要する点が少ない。



一九二



一九〇



一八九



一九四



一九三



一九二

一九五

・筑紫

〔津カ(郡カ)〕
□屋□□

(前牛カ)
□□□□□

九〇—SD三三四〇—(二九—)(二二四)×六〇八一

□

□□

一九四でも述べたように、西海道において「某屋郡」と称するのは筑前国糟屋郡だけであるが、第三字を「糟」とみなすことはできない。残存字形や意味が「糟」に通じることなどからそれを「澤」と推定したが、その墨痕は不鮮明であるため断定できないし、「澤屋郡」という用例についてもまだ確認していない。第二・三字の間に墨痕は認められないが、筑紫が津屋郡に対する国名を意識したものとすれば、この木簡は筑紫国が前後に分割された七世紀末ないしそれからさほど経ていない頃を下限とする時期のものである可能性も考えられる。しかし他に傍証史料は見られず、さらにはこれ自体が下半部からは一種の習書である可能性もあり、にわかには断じがたい。

一九六

・岡郡全

・「一編」
十根

八七—SD三三四〇—九一×一八×三〇三二

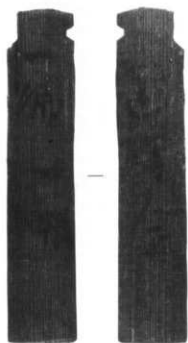
一九七

・岡郡

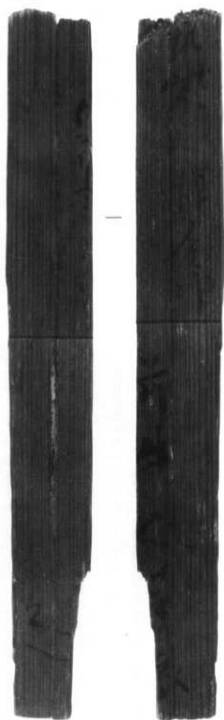
・「一編」
十

八七—SD三三四〇—一〇一×一九×二〇三二

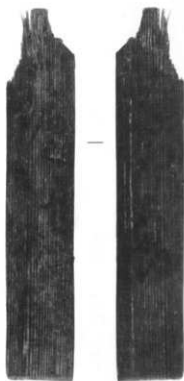
両者の墨書内容は若干異なり、また異筆のようでもあるが、内容的にはほぼ同質であろう。一編は一〇根からなるという意味であろうし、その物品名は記されていないが、単位の一つが根であることや二一三を参照すれば、これらも紫草に関するものと考えられる。岡郡は筑前国遠賀郡のことであるが、岡郡については一九八などに「岡賀」、一五四に「遠賀」が見える。このうち「岡」が最も古い表記であろうし、郡名表記法の一文字から二字への改制が和銅六年前後とすれば、この木簡の下限時期もある程度比定できるだろう。



一九六



一九五



一九七

一九八 「岡賀郡紫草」

八五—SD 三三四〇 一三七×二×四 〇三三

一九九 「岡賀郡紫」

八五—SD 三三四〇 一六×二×三×四 〇三三

二〇〇 「岡賀郡紫×」

八五—SD 三三四〇 (八五)×一八×五 〇三九

それぞれ若干の損傷は見られるが、三者は同文・同型式のものであろう。前述のように、岡賀郡は筑前国遠賀郡のことであり、岡賀郡から遠賀郡への過渡期の表記法であらう。

二〇一 「加麻郡」

八五—SD 三三四〇 一一〇×二〇×五 〇三三

第四字は上端の一部が見える程度であるが、他の例から見て「紫」と推定できる。加麻郡は筑前国高麻郡であり、「日本書紀」には「鎌屯倉」が見える(月甲寅集)。現在の福岡県嘉穂郡東部に当たる。

二〇二 「夜須郡苦壹張」

八五—SD 三三四〇 一四四×二四×四 〇三三

・「調長大神マ道祖」

裏面の「大神マ道祖」は異筆であらう。吾は賦役令では調の副物として見えるが、「延喜式」主計上では中男作物とされている。養老元年に調の副物と中男の調を廃し、中男作物を課すように改制されているので(元日本紀養老)、この吾が調の副物として納められたのであれば、木簡の下限時期もその前後に比定できるだろう。夜須郡は筑前国に属し、現在の福岡県朝倉郡西部に当たる。調長は観世音寺東辺部における第四五次調査出土の墨書土器にも見え、弘仁十三年閏九月二十日付の太政官符には「調長二人」とある。筑前国の大神部は大室一年の筑前国鳴都川辺里戸籍にも見えるが、夜須郡のそれについては他に所見がない。大神部道祖の本質が夜須郡であったとすれば、延喜式内社でもある同郡の於保奈牟智神社(福岡県朝倉郡三輪町弥永に鎮座、現大己貴神社)との関係が想起される。同社は「釈日本紀」所引の筑前国風土記逸文などに見える大三輪社に比定され、「新抄格勅符抄」所載の大同元年牒では大神神として封戸六二戸が充てられている。

二〇三 「夜須郡」

八七—SD 三三四〇 九八×一八×二 〇三三

第六字は損傷のため断定できないが、残存字面から「六」と推定される。他には記載されていないので、これの具体的な内容については明らかでない。この型式で年紀が記されているのはこれと二〇五だけであり、荷札であった可能性も考えられる。

二〇四 「三井郡庸米六斗」

八七—SD 三三四〇 一一二×二一×五 〇一一

とくに損傷らしいものは見えないので、一応〇一一型式に分類したが、記載内容からすれば、さらに検討を要する。三井郡は筑後国のうちで、現在の福岡県三井郡から久留米市にかけての地域に当たりますが、「延喜式」民部上には「御井」郡と見える。また「延喜式」主計上によれば、庸米は一丁に三斗とされている。



1011



1100



1199



1198



1101



1102



1103



二〇五 〔豊前〕^{〔國京都〕}
□□□□□□^{〔月カ〕}
□□□□□□^{〔月カ〕}
□□□□□□^{〔月カ〕}
□□□□□□^{〔月カ〕}

八七一SD 三三四〇 (七六) × 二二 × 七〇 三九

腐蝕が著しく、肉眼ではほとんど判読できない。表面の第三、五字は、残存字形や「豊前」に続くことなどから、「國京都」と推定されるが、決め手に欠ける。豊前國京都とすれば、現在の福岡県京都郡地方に当たる。裏面はおそらく「天平八年九月」の意味であろう。二〇三とともに荷札の可能性も考えられる。

二〇六 進上豊後國海部郡眞紫草：□□□□□□^{〔斤カ〕}

九〇—SD 三三四〇 (七〇) × (一四) × 二二 (二五) × (一五) × 二一〇八一

両片はほぼ接続するようであるが、完全ではなく、断定はできない。他の紫草関係の木簡とは書式が異なっており、本来は荷札であった可能性も考えられる。眞紫草は紫草の一種ないしその状態を示すものであろうが、具体的には明らかでない。下片の第二字を「斤」とすれば、他の木簡に見える紫草がまだ植物としてのそれを指していると考えられるのに対し、これはすでに染料に精製されたそれを指しているのかもしれない。豊後國海部郡は大分県の南北海部郡に当たる。

二〇七 「大野加海マ郡」

八七一SD 三三四〇 九六 × 三三 × 五〇 三二

「加」をいかに解するか問題であるが、おそらくは大野郡と海部郡という意味であろう。とすれば、両郡とも豊後國のうちであり、隣接している。郡名だけであるので、具体的な内容などは明らかでない。

二〇八 「大野□×

八七一SD 三三四〇 (五二) × 二四 × 二一〇 三九

「大野」は豊後國大野郡を指すのであろうが、具体的なことは明らかでない。

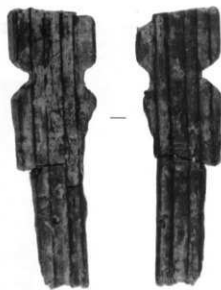
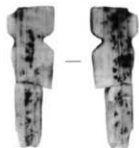
二〇九 大野郡黒葛」

八五—SD 三三四〇 (四六) × 一九 × 二一〇八一

第一字は上半部を欠いているが、西海道において「某野郡」称するのは筑後國竹野郡と豊後國大野郡の二郡であり、これの残存字形から後者に該当すると判断した。黒葛は、賦役令では調の副物とされているが、「延喜式」主計上では中男作物として見え、西海道では豊前・豊後・肥後の三國に課せられている。また弘仁十三年閏九月二十日付の太政官符には「採黒葛丁 國別二人……と見える。



二〇六



二〇二



二〇九



二〇八



二〇七

二一〇 「三袋 並大分」大

八七―SD三三四〇 一五一×二五×三〇三二

大宰府史跡出土の木簡では初見の型式であるが、本来は〇三二型式であったかもしれない。二一二を参照すれば、「大分」は豊後国大分の意味であろうが、「郡」が記されるべき位置の面は削り取られているので、それが記されていたかどうかは判断できない。また、「大」の位置は「三袋」および「並大分」のいずれからみずれているが、その意味は明らかでない。

二一一 (六袋) 並

八七―SD三三四〇 (一五六×二四×六〇八一

腐蝕のため、肉眼ではほとんど判読できない。二一〇と同質のものであろう。

二一二 三袋 並合志郡 大

八七―SD三三四〇 (一七八×二九×四〇八一

第一字は「二」のようにも見えるが、その上にかすかな墨痕が認められるので、「三」と判断した。また第二字も損傷のため判読しがたいが、二一〇から推せば、「袋」と断定してよいだろう。合志郡は肥後国のうちで、現在の熊本県菊池郡地方に当たる。



三三三



三三三



三〇〇



二二三 「合志郡紫草大根四百五十編」

八七—SD二三四〇 三九二×三二一×一六 〇三二

棒状を呈し、中央部付近から上部には漆が付着しているが、わざわざ塗付したとは考えられないので、木簡としての用済み後に、漆を用いた何らかの作業の用具として再利用されたのであろう。紫草大根の例は他に見られないが、紫草のうちでも根の大きいものを指すのであろうか。一九六を参照すれば、四五〇編は四五〇〇根ということになり、前掲のように、二〇根が紫草を整理する際の標準的な一単位とすれば、これはかなりの数量になる。この木簡の形状も特異であるが、それはかかる紫草の質や数量とも無関係ではないだろう。

二二四 「合志」

九〇—SD二三四〇 (二二五)×(三二二)×三三〇三九

左辺は二次的に切断されており、本来は左辺にも切り込みが入れていたであろう。第三字の旁は「平」のようにも見えるが、その上に小さな横棒があり、「平」と断定するには問題が残る。しかしそれは「郡」の旁ではなく、むしろかかる字形からは「評」の可能性が考えられるが、いまだ断定はできない。かりに「評」とすれば、この木簡の時期はかなりさかのぼることになるが、共伴遺物などから見たSD二三四〇の時期と矛盾はしない。いずれにしても、この木簡についてはさらに検討を要する点が少なくない。

二二五 「合志」

八七—SD二三四〇 七四×二四×六 〇三二

「和名抄」によれば、「合志」は肥後国合志郡のほか、薩摩国高城郡の郷名としても見えるが、国郡名を省略し、郷名のみを記したとみなすのは不自然であり、やはり肥後国合志郡を指すとみなすべきであろう。



↓



二二四



二二五

赤外鏡空要↓



二二三

二二六 ・ 山鹿郡紫草

九〇—SD二三四〇 (二三三)×(二二)×六 〇八一

・ 託 大根

「紫草」の墨はうすく、「草」には墨が付いている。表面は判別が容易でない。第二字は「尸」が見えるだけであるが、第一字を考慮すれば、「麻」であろうか。とすれば、肥後国託麻郡の意味であろうし、それは現在の熊本県純託郡に当たる。大根は二二三に見えるような紫草大根に関連するであろうか。

二二七 〔^(山鹿カ)□□郡□□

八七—SD二三四〇 (八九)×一八×三 〇三九

損傷や腐蝕などのために、肉眼では「郡」を推定できただけで、ほとんど判読できない。赤外線テレビによれば、「郡」を確認できるほか、第一・二字はその残存字形から「山鹿」と推定される。山鹿郡は肥後国に属し、現在の熊本県鹿本郡・山鹿市付近に当たる。

二二八 宅麻

九〇—SD二三四〇 (二三三)×一九×二 〇八一

肥後国託麻郡を指すであろうが、具体的なことは明らかでない。



三二八



三二七



三二六

二二九「薩摩國枯根」

この種の木簡としてはかなり大きい。そのわりに文字は少なく、右辺の切り込みの入れ方も特徴的である。枯根が特定の植物を指すのか、あるいは植物の根の枯れたものを指すのかは明らかでない。

八七—SD三三四〇—二五九×四四×六〇—三二

二三〇「鹿嶋六十四斗」

肉眼による判読は容易でなく、赤外線テレビでもかなり不鮮明である。鹿嶋は薩摩國鹿兒島郡の意味であろうし、「純日本紀」には「鹿嶋信尔村」と見える(天平宝字八年十二月是月奉)。

八七—SD三三四〇—(一八四)×一八×三〇—八一

二三一「薩摩國頰娃」

「薩摩國頰娃郡」の意味であろうが、国・郡が省略されている理由は明らかでない。「純日本紀」には「衣評」が見える(文武四年六月庚辰)。現在の鹿兒島県指宿郡に当たり、同郡に頰娃町が見える。

八七—SD三三四〇—(八八)×一五×三〇—八一

二三二「桑原郡」

「桑」には異体字を用いている。桑原郡は大隅国のうちで、現在の鹿兒島県始良郡の北部地域に当たる。これの史料の初見は「日本後紀」の延暦二十三年三月庚子条であるが、大隅国では天平勝宝七年五月に菱刈郡が建置されているので(續日本紀同月丁丑条)、桑原郡もこの間に建置されたとも言われている(續日本紀)。しかし桑原郡自体の建置を示す史料は見られず、共存遺物などから見たSD三三四〇の存続時期や同時に出土した木簡に天平年間の年紀が見られることから推せば、桑原郡はすでに天平年間に存在していたと考えられる。

八七—SD三三四〇—一〇二×一八×三〇—三二

二三三「大隅郡」

大隅郡は大隅国のうちで、和銅六年四月の大隅国の建置に際して他の三郡とともに日向国から分割された。現在の鹿兒島県鹿屋市から肝属郡にかけての地域に当たる。

八七—SD三三四〇—一〇五×一五×四〇—三二



|||



|||



|||



|||



|||

二三四 「掩美嶋」×

「掩美」は「あまみ」と読み、大きくは奄美諸島を指すとも考えられるが、やはりその中でも奄美大島を指すとみなした方が妥当であろう。奄美島については、「日本書紀」に「海見嶋（西明三年七月己丑条）」や「阿麻弥人（文武十一年七月壬子条）」などと見え、また「続日本紀」では「奄美（文武三年七月庚午条）」などと見える。この木簡は大宰府と奄美島などのいわゆる南島との関係を考える上において注目されるが、他の部分を欠失しているので、具体的なことは明らかでない。

九〇—SD 二三四〇（五〇）×一九×三〇三九

二三五 「伊藍嶋」□□×

全体的な筆跡は二三四によく似ている。伊藍島については他に所見史料がなく、その訓も明らかでない。二三四から推せば、これも南島の一島と考えられるが、具体的には比定できない。とくに、奄美諸島の一つである沖水良部島に比定する見解もあるが（鈴木端氏氏大宰府の木号三）、いまだ確認しえていないので、後考を俟ちたい。

九〇—SD 二三四〇（七七）×一八×四〇三九

二三六 ×毛郡三斤八両

第一字は上半部を欠いているが、残存字形および西海道の名であることから「毛」と判断した。西海道において「某毛郡」と称するのは、筑後国三毛郡、豊前国上毛郡、同じく下毛郡、多嶺島（大隅国）熊毛郡の四郡であるが、これがそのいずれであるかは判断できない。この数量から推せば、何らかの調庸物に関するものであろう。

八七—SD 二三四〇（二六八）×二〇×五〇八一

二三七 □□郡（郡カ）

腐蝕のため肉眼ではほとんど判読できない。第一・二字はわずかな墨痕が残るのみであるため、西海道の名であることを考慮しても、具体的な文字は想定できない。

八七—SD 二三四〇（二二）×三七×五〇三九

二三八 □□（郡カ）×

第三字は「郡」と推定されるが、その名称は判読できない。

八五—SD 二三四〇（九九）×（二二）×五〇三九

二三九 □□□□

第一字は「女」、第五字は「器」に近似するようにも見えるが、断定はできない。

八五—SD 二三四〇（八七）×一六×六〇三九

二三〇 鹿（鹿カ）□□□□

・「斗

九〇—SD 二三四〇（九四）×一九×三〇三九

表面の第二字には墨がついているが、この文字を抹消しようとしたものではないだろう。



三三三



三三六



三三五



三三四



三三〇



三三九



三三八

二三二一 一〇〇〇〇〇〇〇〇一十一年料

一四一SD三三〇二二七二×二〇×六〇三二

「十一年」の上の文字は年号と考えられ、SD三三〇の存続時期から推してそれは八世紀末から九世紀初頭にかけてのものであろう。十一年が存することからして、宝龜・延暦・弘仁などが該当し、とくにその残存字形を考慮すれば、延暦が最もふさわしいように思われるが、不鮮明であるために断定はできない。

二三三

一四一SD三三〇四九×二×五〇六一

軸部の大部分を欠き、表裏両面ともに墨痕は全く認められない。墨書面が完全に削り取られたのか、あるいは整形されただけで、墨書きにならなかったのかは明らかではないが、表面の状況から推せば、後者の可能性が大きいように思われる。

二三三

● 〇〇〇〇〇〇〇〇東頼翁頼翁弟翁

一四一SD三三〇二六二×一九×三〇八一

● 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇月〇〇〇〇

● 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第一―四字は不鮮明であるが、「頼」によく似ており、同字であろう。「頼」の字義は「頭がかしいで正しくない」であるが(大澤和)その習書がいかなる意味をもつのかは明らかでなく、「頼」と判別される第八字などの字義も明らかでない。裏面の左行は、第五字以下の左側に墨痕が見え、「頼」のくりかえしであろう。



—

|||



|||



|||

二三四 ×□五 九斤二兩二分四(録カ) 一四一SD三三〇(九六×二〇)×三 〇八一

□鳥賊 □

(大カ)

・×□ 荒□七□×

表面の第二行目最下端の文字は貝偏であり、習書の可能性も考えられる。しかし第一行目を習書とはみなしがたいので、少なくとも二度の異なった機会に墨書されたのであろう。

二三五 ・遠遠遠□ 七六一SD三三〇(七二)×(一四)×二 〇八一

・君 君

左右両辺に二次的に割裁されている。現状から裏面の二文字を「君」と推定したが、旁部を欠いている可能性も考えられる。五二に見られたように(「懸懸」)、「遠」が筑前国遠賀郡を意識した習書であったとすれば、これは「郡」であったかもしれない。

二三六 ・□□や末々末□ 七六一SD二〇二二(九七)×(一九)×九 〇八一

・□□や □

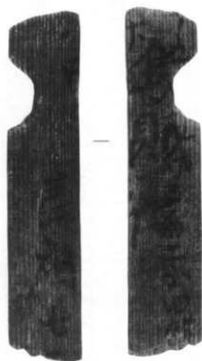
仮名文字もしくはそれにきわめて近い草書体であり、判読は容易でない。

二三七 日置マ力良 一四一SD三三〇(一〇七)×一八×四 〇八一

第四字は現状から「力」と判断したが、人名であることを考慮すれば、本来は「刀」のつもりであったと解した方が妥当であろう。この日置部刀良がいかなる人物かは明らかでないが、西海道における日置部に関して、「和名抄」に肥後国玉名郡日置郷、薩摩国日置郡、同じく薩摩郡日置郷などが見える。



四三三



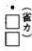
四三二



七三二



二三六

二三八  (竪カ) 七六一SK二〇〇七 (八六)×(二二)×八〇八一



下端部は焼けて炭化している。共存遺物の多くは奈良時代に属するものであるが、この時期は特定できない。

二三九  (伏カ) 七六一SD三三二〇 (九一)×(二四)×三〇八一



不鮮明なために判読できず、具体的な内容も明らかでない。

二四〇  七六一SD三三二〇 (六一)×(二七)×四〇六五



円弧は半径三六mmの正円の円周上に完全に合致するので、これは本来的には円形であったと考えられるが、その用途は明らかでない。

二四一 「佐」  七六一SD三三二〇 〇六一

二枚の長方形の材を樹皮(樹種不明)で綴じ合わせており、本来は曲物の側板の一部と推定される。赤外線テレビによれば、第二字は「子」という墨痕を認めうるが、詳細は明らかでない。

二四二 七六一廣植土層 一五四×一四×二〇六一

墨痕は全く認められないが、本来はいわゆる笹塔婆的なものと推定される。なお、第一四次調査の際にもSD三三二〇からこれとほぼ同形のもの一点出土している。



二三三



二三四



二三八



二三一



二三九





表面では幅一七mmことに六本、裏面では幅二〇mmことに三本の界線が刻まれている。両面ともそれぞれ二十方向に記されており、あるいは異なった機会に記されたのかもしれない。

三八—SE八五五 (一七三)×(七〇)×五 〇六五



1111

・「延長五年 米■帳」

米■所
帳

七四―SD二〇五 七〇×三二×五 〇六一

軸部の大半を欠くが、題籤である。「延長」は必ずしも明瞭でなく、残存字形からの推定であるが、SD二〇五Aや共伴遺物などから一〇世紀前半代という時期が想定されることも参考になる。割注部左行の抹消された文字は、その左上と中央下に若干ながら突出した墨痕が見られ、またきわめてかすかではあるが、墨の濃淡の差も見られるので、「下」ではないかと推定される。裏面割注部右行の第一字は「取」のようにも見えるが、表面同位置の墨痕を参照すれば、「政」の可能性も考えられる。これが大宰府政庁あるいは観世音寺のいずれから廃棄されたものであるかには判断しがたいが、そのいずれにしても、「政所」とみなした方が妥当であろう。両面の下半部左行は同文であり、題籤という性格からしても、表裏は同文であったと考えられる。「米■帳」は米帳となるが、具体的には明らかでない。抹消された文字が「下」であったとすれば、米の下行に関するものであろうか。

俱舎

□^(八カ)
□□

七四―SD二〇七 (八三)×(一九)×二〇八一

俱舎宗あるいは俱舎論に関するものであろうが、具体的なことは明らかでない。

・□^ナ
□□□□ □□

・木
木

七四―SD二〇五 (一六二)×(三三)×五 〇八一

上端は意図的に折られている。第一字は木偏の文字であり、「橋」かとも推定されるが、いまだ断定できない。裏面の二文字はその筆致から見て木偏を示すのかもしれないが、現状では旁が見えない。



二四六



二四四



二四五

二四七 「南无大般若心経」

七四—SD二〇五 一一〇八×一五×四〇六一

大般若心経については明らかでない。經典名に「南無」という帰命を付す例には南無妙法蓮華経があるが、この南無大般若心経は珍しい例であろう。なお、墨痕は認められないが、SD二〇五Bからは同形のもので出土している。

二四八 □ □

七四—SD二二五A東 (六五)×(三九)×三〇八一

腐蝕が著しく、第一字は「命」あるいは「令」と推定されるが、断定できない。

二四九 □ □

七四—灰黑色土層 (八九)×(三六)×六〇八一

上端部を谷状に切り込んでいるが、この意味は明らかでない。

二五〇 □ □

四五—SX二二〇〇 (三六八)×二〇×二〇〇六一

元^(徳カ)二二年

頂部作り出し部の右側に梵字と推定される墨痕が見られるが、判読できない。共存遺物の編年などを参照すると、一四世紀前半代という時期が想定され、第二字の行人偏を確認できるので、これに該当する年号としては「元徳」が考えられるが、この文字を「徳」と断定することはできない。なお、元徳二年は二三三〇年に当たる。



二五〇



二四九



二四八



二四七

二五一 ×五十余座祈禱成就圓満所

下端より四六mmのほぼ中央に小孔があり、釘穴と推定される。墨はほとんど消失しているが、その痕跡が見え、しかも若干盛り上っている。判読できる。全体的に楷書体で記している中で「圓」のみを草書体で記しているが、その意味は明らかでない。また、五〇余座が具体的には何を指すのかも明らかでない。

七〇—SD 一八〇五 (三二五)×四七×五 〇六五

二五二 文龜元年

文龜元年は一五〇一年に当たり、二月二十九日に明応一〇年から改元された。

七〇—SD 一八〇五 (八八)×(三三)×三 〇八一

二五三 「糯米」

これ以外に墨痕は認められないので、具体的な性格などは明らかでない。

七〇—SK 一八〇〇 一一九×一八×二 〇三三

二五四 □□観世音并

第一字は「見」のようでもあるが、確認できない。「井」は菩薩の意味であろう。

七〇—SE 一七七五 (七五)×(二五)×一 〇八一

二五五

表裏とも墨痕は全く認められないが、大宰府史跡出土の木簡としては珍しい型式である。

七〇—SK 一八〇〇 一一八×二二×三 〇三二



二五三



二五二



二五五

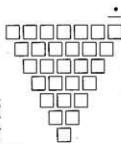


二五四

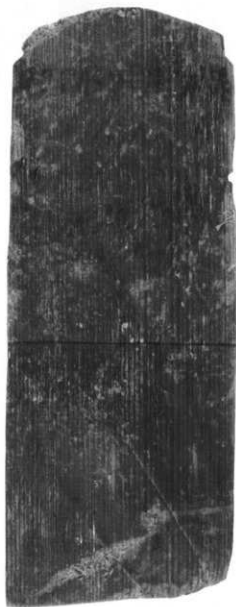


二五一

・「南无」(牛カ)
 南无(大日カ)
 南无(尊カ)
 南无五大力(尊カ)



第一行目第三字の右横には樹皮で点綴した痕跡と推定される小孔が見られ、孔内には樹皮が残存しているが、これ以外にかかる痕跡は認められない。内容的には呪符であり、この三行には「南无」に続いてそれぞれ「牛王法印」・「大日如来」・「五大力尊」と記されていたのであろう。裏面は七段にわたって逆三角形的に記され、いずれも「鬼」の異体字と推定されるが、腐蝕が著しく、断定できない。



二五六

二五七

• □^(ホカ) 丸 隼 ㄣ
十方□□唯有一□□
 無二□□無三□□

七八—SG 二二三〇（一四五）×一八×二〇六一

• □□ 隼 隼
順以此功德普及於一切
 我等與衆生皆共成佛道
 □□佛□□爲頓證菩提

上端部を欠いているが、本来は五輪形に作られ、現上端部は水輪部に当たると考えられる。「十方」以下は妙法蓮華經方便品第二の「十方佛土中 唯一乘法 無二亦無三 除佛方便說」という部分ではないかと推定されるが、わずかな墨痕が見られるのみであり、判読できない。裏面の現上端に半存する種子は宝生を表わすタラクと推定され、これに阿弥陀のキリクと不空成就のアクが続くことから見て、欠損部には大日のパンと阿闍のウンが記され、金剛界五仏を表わしていたと考えられる。「願」以下の二行はいわゆる回向文で、しばしば見られるものである。第三行目は前二行に比して小さく書かれているが、いかなる意味をもつのかは明らかでない。

二五八 菩薩

七八—SG 二二三〇（一〇八）×二〇×二〇八一

この二字のみであり、具体的性格などは明らかでない。

二五九

• □□□□□□□□

七八—SG 二二三〇（一三七）×一五×一〇六一

• 「𑖀𑖑 𑖑𑖒 𑖑𑖓 𑖑𑖔 𑖑𑖕 𑖑𑖖」×

• 「𑖀𑖑 𑖑𑖒 𑖑𑖓 𑖑𑖔 𑖑𑖕 𑖑𑖖」×

七八—SG 二二三〇（一〇三）×二二×一〇六一

• 「𑖀𑖑 𑖑𑖒 𑖑𑖓 𑖑𑖔 𑖑𑖕 𑖑𑖖 𑖑𑖗 𑖑𑖘 𑖑𑖙 𑖑𑖚」×

• □□

七八—SG 二二三〇（九六）×二二×一〇六一

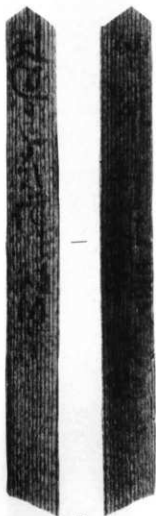
• 「𑖀𑖑 𑖑𑖒 𑖑𑖓 𑖑𑖔」×

• □□

七八—SG 二二三〇（八六）×二二×一〇六一

• ×「𑖀𑖑 𑖑𑖒」×

二五九の表面は判読できない。裏面は五種子からなる胎藏界大日の報身真言を連続して書いている。二六〇は表裏ともそれであり、これから推せば、二六一、二六二も同種と考えられる。他に同種のもの有一點あるが、これは割愛した。



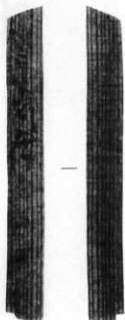
二五九



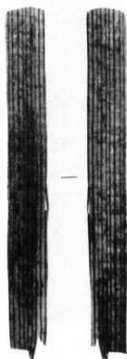
二五八



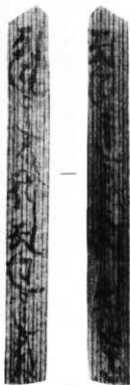
二五七



二六二



二六一



二六〇



二六四



二六三



二六五



五七一暗茶色土層 六六×四三×二〇六一

表面の猿の面部と尻部には朱を塗っている。裏面は判読できないが、何らかの守護札的なものであろうか。

二六六

・「さいふいつミの

六七―腐植土層 一三八×三六×三〇三三

たゆふとの

ち□とのにまいる」

・「□三郎一と」

下端近くの中央に小孔があるが、穿孔の目的は明らかでない。表面の第一・二行は「宰府(和)泉大夫殿」の意味であらうし、大夫と稱していることからすれば、かなりの有力者かとも考えられるが、具体的には明らかでない。裏面の「と」は斗の意味であらう。

二六七

・「志を五つ、らのうち

六七―腐植土層 一四〇×二四×六〇三三

さ□□□あんにまいる」

・「□□□□」

「さ□□□あん」は草庵の名称と考えられ、これは堀五郎館の一部を同庵に納めた際の付札であらうが、同庵については明らかでない。

二六八

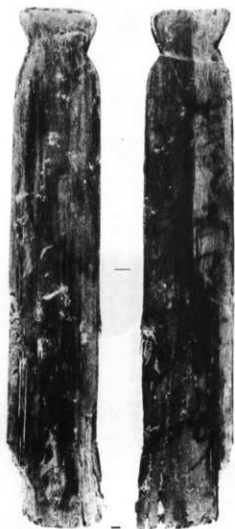
・「Xさいふのいつミの□□

六七―腐植土層 (一〇一)×二〇×二一〇八一

□□□□

・「X二□□□□□□□□

二六六と関係するものであろうか。



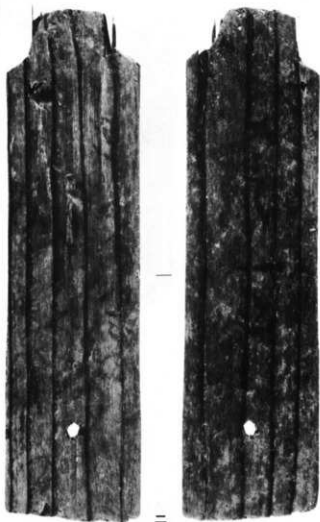
二六七



二六五



二六八



二六六

二六九 「まこ」□□^(つるか)

六七—腐植土層 (一〇二)×二九×七 〇三九

本来は〇三三型式かもしれない。意味は明らかでない。

二七〇 ・×□^(ま)にのをけ

六七—腐植土層 (九六)×三八×四 〇八一

たゆふとのに□□

・×くかたとの□□^(にか)

まいる」

裏面に「まいる」と見える点からすれば、これの原形は付札的なものかとも考えられる。これにも大夫殿と見え、また「くかたとの」は人名であろうが、詳細は明らかでない。

二七一 ・「のりつら」□

六七—腐植土層 (七八)×二四×三 〇三九

・「□□

わ□

「のりつら」は人名であろうか。

二七二 ・「十貫文^{とさう}四郎」□

六七—SK—五九五 一一七×三三×二 〇三二

これと同類のものは、推定されるもの三点を含め、合計一五点を検出したが、「十貫文」と記し、裏面にも墨痕が見られるのはこれだけであった。



二七〇



二六九



二七一



二七二



- 二七三 「十くわんとう四郎」
 二七四 「十くわんとう四郎」
 二七五 「十くわんとう四郎」
 二七六 「十くわんとう四郎」
 二七七 「十くわんとう四郎」
 二七八 「十くわんとう四郎」
 二七九 「十くわんとう四郎」
 二八〇 「十くわんとう四郎」

「二」は異筆で、これのみに見られる。

- 六七—SK 一五九五 一三三×一九×三 〇三三
 六七—SK 一五九五 一一二×一九×四 〇三三
 六七—SK 一五九五 一三〇×二〇×五 〇三三
 六七—SK 一五九五 一三四×二二×二 〇三三
 六七—SK 一五九五 一一九×二一×三 〇三三
 六七—SK 一五九五 一〇九×二〇×三 〇三三
 六七—SK 一五九五 一〇五×二二×四 〇三三
 六七—SK 一五九五 一一四×二〇×四 〇三三



二七六



二七五



二七四



二七三



二八〇



二七九



二七八



二七七

二八一 「十くわんとう四郎」
 二八二 「十くわんとう四郎」
 二八三 「十くわんとう四郎」
 二八四 「十くわ×」
 二八五 × □ う四郎

六七—SK 一五九五 (一一三)×一九×二〇三
 六七—SK 一五九五 一四七×二二×四〇三
 六七—SK 一五九五 一一×二四×三〇三
 六七—SK 一五九五 (七二)×二四×三〇三
 六七—SK 一五九五 (六〇)×二七×五〇八一



二八三



二八二



二八一



二八五



二八四

二八六 「南无多門」^(天カ)□×

名号木札であるが、多聞天の「聞」が「門」になっている点が注意される。

三三一 SD 六〇五 (八五)×三三×三三 〇六一

二八七

墨痕は認められないが、題籤である。軸部は丸く、径約九mm、長さ二九一mmで、先端を尖らせている。墨書されたかどうかは明らかでない。

三三一 SD 六〇五 六五×二四×七 〇六一

二八八



・「貞應三年十一月日」

呪符で、貞応三年は二二四四年に当たり、十一月二十日に元仁に改元されている。

三三一 SD 六〇五 二〇〇×四五×三三 〇六一



二八八



二八六



二八七

大宰府史跡出土木簡概報(二)

昭和六十年三月三十一日

発行 九州歴史資料館

福岡県太宰府市太宰府一〇二五

印刷 秀巧社印刷株式会社

福岡市南区向野二丁目一三一一九